

# ねんきん 通信

## 国民年金保険料について ～これで納得！ 保険料の大事さ～

### 国民年金保険料の「半額免除」を受けている方へお知らせ

国民年金保険料の「半額免除」を認められると、保険料の半額6,650円（平成16年度）を納め、残りの半額分の納付が免除されます。

半額免除を認められた期間は、老齢基礎年金の受給資格を得るための期間として数えられ、老後の年金を計算する際に全額保険料（13,300円 平成16年度）を納付した期間と比べて3分の2の年金として反映されます。

ただし、半額免除を認められていても半額の保険料を納めないままですと、その期間は「未納期間」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間としても数えられず、老後の年金額にも反映されませんので、必ず保険料月額6,650円（平成16年度）を納めましょう。

### 老齢基礎年金の例

計算式：

$$794,500 \times \frac{\text{納付月数} + \frac{\text{全額免除月数}}{3} + \frac{\text{半額免除期間}}{2}}{480}$$

- ①480ヵ月納付した場合……………794,500円
- ②480ヵ月全額免除の場合……………264,800円
- ③480ヵ月半額免除の場合……………529,700円

### 国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受ける年金額が減額されたり、受けられない場合もあります。

また、万が一障害の状態となってしまったときの障害基礎年金や一家の働き手が家族を残し

て亡くなった場合に、家族に支給される遺族基礎年金などについても受けることができない場合があります。

社会保険事務所では、みなさんの年金権を確保するため、納付期限を過ぎても保険料が納められていない場合は、「催告状」・「電話」・「ご自宅への訪問」によって納付のご案内をしています。

### 8月以降いつでも前納できます

国民年金保険料には、年4%（複利現価法）の割引が受けられる前納制度があり、月々納めるより有利となりますので、是非ご利用ください。

\*8月以降いつでも前納制度が利用できますので、ご希望の方は社会保険事務所へ前納の申し込みをしてください。

申し込みのあった月分から平成17年3月分までの前納納付書が送られてきますので、コンビニエンスストア、各金融機関、社会保険事務所で納めてください。

前納する月	全納額	月々納めると	割引額
平成16年	8月	105,190	106,400 1,210
	9月	92,190	93,100 910
	10月	79,150	79,800 650
	11月	66,070	66,500 430
	12月	52,940	53,200 260
平成17年	1月	39,770	39,900 130
	2月	26,560	26,600 40
	3月	13,300	13,300

(単位：円)

ご不明な点及び  
詳細については

北海道社会保険事務局留明事務所 国民年金課……………☎(0164)43-7211  
役場町民課福祉住民係……………☎5-1111(内線158)